

正使一員 王金

副使者二員 達魯每 馬吾刺

通事二員 林椿 林喬

管船火長・直庫二名 沈祥 鄔羅端

梢水共に一百五十名

嘉靖十二年（一五三三）八月二十日

右の執照は正使王金・通事林椿等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

1-42-29

琉球国中山王尚清の、馬三魯等を暹羅等の国へ遣わす執照

（二五三六、八、一四）

琉球国中山王尚清、見^見に進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便

と為す。此の為に今、正使馬三魯・通事林喬等を遣わし、[□]字号

海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、暹羅等の国の出産の地

面に前往して兩平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預

め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の

盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、黄字二十七号半印

勘合執照を給して正使馬三魯等に付し、収執して前去せしむ。如^如

し経過の関津把隘の去^{とこ}処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即
便に放行し、留難して因^とつて遅悞して便ならざるを得しむる母れ。
所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開^しす

正使一員 馬三魯

副使二員 賈満度 銭林

通事二員 林喬 林榮

管船火長・直庫二名 金鼎 大刺

梢水共に一百四十名

嘉靖十五年（一五三六）八月十四日

右の執照は正使馬三魯・通事林喬等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

注（一）[□]字号海船一隻 原文は空格がなく「坐駕字号海船一隻」と

ある。

1-42-30

琉球国中山王尚清の、馬密子等を暹羅等の国へ遣わす執照

（二五三七、八、二〇）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便